平成２２年（フ）第８５７号
北九州市八幡東区祇園４丁目４番14号
債務者　植田　　実
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８９５号
北九州市戸畑区天神１丁目１番30―501号
債務者　藤井　由美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９２４号
北九州市小倉北区片野４丁目13番35―407号
債務者　濵田由起子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９３７号
北九州市若松区高須南４丁目３番９―205号
債務者　蒲地　行盛
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９４３号
北九州市門司区大里東４丁目12番６号
債務者　徳間　篤則
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９６３号
北九州市小倉南区徳吉南３丁目11番15号
債務者　白川　逸雄
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９７６号
北九州市小倉北区日明４丁目９番11―504号
債務者　洞　　美樹
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２８５号
佐賀県佐賀市西与賀町大字高太郎114番地10
債務者　山田　武司
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
福島県郡山市桑野４丁目５番地の14　ランドパレス桑野305号
債務者　鈴木　　勉
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
福島県郡山市桑野４丁目５番地の14　ランドパレス桑野305号
債務者　鈴木　利香
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
福島県須賀川市岡東町150番地２　安田荘10号
債務者　薄井　　亘
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
福島県郡山市富久山町福原字泉崎19番地の５
債務者　渡邊真由美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
福島県郡山市静町５番19号
債務者　今泉　正男
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
福島県郡山市静町５番19号
債務者　今泉　光代
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
福島県須賀川市矢沢字田中57番地
債務者　道山はる子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
福島県郡山市富久山町福原字泉崎67番地の１
債務者　櫻井　明美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
福島県郡山市大槻町字影反田17番地の１　ホワイトパレス大槻301号
債務者　柴田　末作
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
福島県田村市大越町上大越字久保田61番地３　ディアスあかね坂202号
債務者　小林　智恵
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係